飯綱町景観計画

~あふれる自然 共に豊かな暮らし創生~



令和4年3月 飯綱町

はじめに

景観とは、「人をとりまく環境のながめにほかならない」といわれていますが、それは単に視覚的に見たままの眺めではなく、人それぞれの心で感じるものでもあり、同じ景観でも人によりその印象は異なる側面もあります、しかしながら良好な景観は、多くの人々に居心地の良さや安らぎ、あるいは懐かしさなどを与え、ときに感動さえもたらしてくれます。

また景観は、今ある暮らしや産業を反映した姿として捉えることができ、地域の特徴を反映してまちのイメージとも結びつき、まちの良し悪しを測る「物差し」にもなります。田んぼや畑、住宅などの私的な空間であっても、景観という観点で捉えれば、視覚で捉えられる眺めとして周辺に影響を与えることになるため、一定の公共性を有していることになります。

人々の暮らし方や産業のあり方が景観に及ぼす影響は大きく、それにより変化しうるものではありますが、「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉もあるように、景観は時間の流れとともに変容しつつも文化として醸成されていくものです。景観として大事な要素を残し、そうではない要素や新たな要素はそれとどう調和を図っていくべきか、常に考えていくことが重要であり、そうして形づくられていく景観こそが、住民や事業者の地域に対する誇りや愛着形成につながり、この地を訪れたい気持ちにさせ、真の観光にも結びついていくものだと考えます。

飯綱町景観計画は、これらの良好な景観の保全・育成を図るため、みんなで共有したい目標像を定め、これを実現するための基本的な方針や必要なルール等を定めるとともに、住民、事業者、 行政が一体となって、よりよい景観づくりを進めていくための取り組みや体制等を示すものです。 飯綱町に関わる方一人ひとりに、景観の公共性をご理解いただき、良好な景観づくりを進めていきたいと考えています。

目 次

第	1 章	章 景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 1	飯綱町の成り立ち	1
	1. 2	景観の魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1. 3	景観づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	2章	章 景観づくりのための基本設定 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	7
	2. 1	計画対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2. 2		
第	3章	章 景観づくりの目標と方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3. 1	基本理念と目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3. 2	各エリアの景観づくりの基本方針	8
	3. 3	特に重要な要素や場所の設定・指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
笋	'∕1 ₹	章 景観づくりの取り組み·····	11
A)	7 4		
	4. 1	取り組み主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 2		
	4. 3		
	4. 4	景観づくりの行為制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
笋	5重	宣善計画の運用と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
A)			
	5. 1	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5. 1	運用方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	5. 2	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

第1章 景観の特性

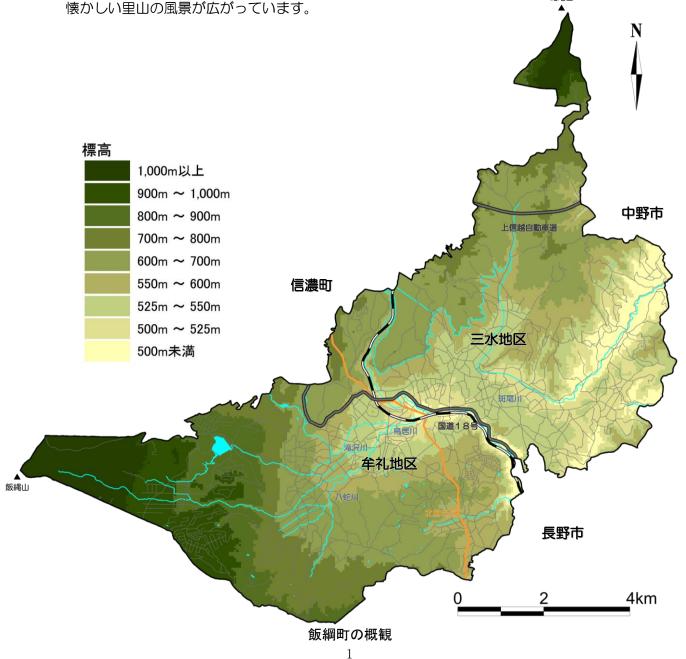
1.1 飯綱町の成り立ち

(1)地勢と歴史

1 町の地勢と土地利用

飯綱町は西の飯縄山と北東の斑尾山の2つの成層火山にまたがる丘陵の町です。長野盆地(善光寺平)の低平地よりも1段高く、また長野県と新潟県の県境(信越国境)よりも1段低い場所に位置します。町中央を北から南に鳥居川が流れ、川の東側が三水地区(旧三水村)、川の西側が牟礼地区(旧牟礼村)になります。

飯縄山の東斜面は、妙高戸隠連山国立公園の一部を構成し、標高 1,000m前後にある火山山麓にはさわやかな高原地が開けています。居住の中心地は高原から続く標高約 400~700m間にあり、緩やかな起伏の丘陵が発達し、その中を鳥居川とその支流の八蛇川、滝沢川、そして斑尾川など中小の河川が流れます。高い標高のところは主に森林に覆われ、比較的低い標高のところには水田や畑が展開しています。そして、それらの中に集落や民家が適度に点在し、のどかで糖り、ハ田山の周見が広が、アンナオ



② 町の歴史

飯綱町には今から 1 万数千年以上前の後期旧石器時代、ならびに数千年前の縄文時代の昔から、人々の営みがありました。古代の平安時代末期には、近衛家の太田荘や芋川荘という荘園ができ、中世の戦国時代になると、地理的に越後の上杉氏と甲斐の武田氏との間に挟まれたこの地域一帯は北信濃の支配をめぐる戦乱の場となりました。当時見通しのよかった丘陵上にはいくつもの山城が築かれ、今でもその痕跡を見ることができます。

慶長8年(1603)以降の江戸時代になると、三水地区の大部分は飯山藩に、牟礼地区の多くは長沼藩を経て幕府の直轄地となりました。鳥居川沿いの街道(後の北国街道)には新しく宿場(牟礼宿)が置かれ、佐渡から江戸への金銀輸送や加賀藩の参勤交代の中継点となりました。善光寺参りなどでも多くの人々の往来があり、街道を中心に人や物資が行き交って、他地域との文化交流が進みました。また、鳥居川や八蛇川、滝沢川から何本もの用水が引かれたことにより、新田の開発が進み、農村として発展する基盤ができました。

明治時代になると、鉄道(信越線)が開通して、さらに多くの人や物資の高速輸送が可能になるとともに、牟礼駅の前に商店街が形成されました。昭和に入ると、国道の建設が始まり、何度も改修を繰り返して、昭和42年(1967)に現在の国道18号が完成し、その沿道にも商店街が形づくられ発展してきました。

そして平成17年(2005)に旧三水村と旧牟礼村が合併し、新たに飯綱町が誕生しました。

(2)町の主要な産業

飯綱町の主要な産業は農業と観光業です。明治から昭和初期にかけては林業や養蚕業も盛んで したが、戦後の昭和20年(1945)以降になると、農業の柱は水稲(コメ)と果樹栽培(果物) に集約されてきました。適度な緯度と標高、そして年間及び昼夜の大きな気温差などが果樹の栽 培に適していることから、現在は特に高品質のりんご栽培が盛んになっています。

飯綱町は善光寺や志賀高原などの有名な観光地に近く、スキー場や温泉施設の利用、あるいは 高原散策や農業体験など、四季を通じて多くの観光客が訪れています。

1.2 飯綱町の景観の魅力 ~大切にしたい景観~

① 変化に富んだ地形によって生み出される景観

~自然環境や空間的特性等によるもの~

(例)

- ・北信五岳などの山並み、飯縄山の雪形、鳥居川や斑尾川などの川の流れ、棚田、谷津田
- 優れた眺望点(山頂、峠、丘など)や、標高差や遠近感が生み出す視点場と視対象の多様な 関係性が生み出す景観(俯瞰景、仰瞰景、奥行き感、広がり感)







② 生産や生活の営みによって生み出される景観

~人の関わりや時間の移ろい等によるもの~

(例)

- ・四季折々に変化する農地、農作業の様子、農業用水路(芋川用水など)、ため池(霊仙寺湖など)
- ・茅葺き屋根(トタン補強)の民家、手入れの行き届いた民家の庭木や生垣、子どもらが遊ぶ 様子







③ 歴史の痕跡や伝統文化の継承によって生み出される景観 ~時間の積層等によるもの~

(例)

- ・ 寺社仏閣の建造物、鎮守の森、城跡(矢筒城跡、若宮城跡など)、古墳、古道、北国街道な ど道沿いの道標や塚、宿場(牟礼宿)の雰囲気、町内各所の巨樹・巨木、名木、桜の名所
- ・伝統的な祭り(御柱や例大祭、獅子舞、天狗の舞など)や年中行事、風習







4 音で感じる景観

(例)

• 寺の鐘や祭りばやし、川のせせらぎ、葉擦れ、虫の音、鳥のさえずり、カエルの鳴き声







⑤ 食べられるものが見られる景観

(例)

・水田(米)、りんご畑、もも畑(丹霞郷)、レタス畑、とうもろこし畑







⑥ 多様な生き物がみられる景観 ~野生の生物によるもの~

(例)

- ・貴重な植物の群生地(ミズバショウ、カタクリ、ニリンソウ、ユキツバキなど)、雑木林、 湿原(逆谷地)
- サシバ(ワシやタカの仲間)、イナゴ、ホタル







⑦ 体験を通して味わえる景観

(例)

・農作業(田植え、りんご狩り)、山菜採り、散策、登山、キャンプ、ワカサギ釣り、ウィンタースポーツ、温泉、郷土料理づくり、食体験







⑧ 新たに人為によって生み出され・維持している景観

(例)

- ランドマークとなるような建造物、牟礼駅前の花壇整備、霊仙寺湖周辺のあじさいの植栽(視対象)
- ・北信五岳道路や県道長野荒瀬原線や長野信濃線などの眺望ライン、町内各所の官民施設の眺望点(視点場)







- 1.3 飯綱町の景観づくりの課題 ~配慮や工夫を考える必要のあるもの~
 - (1) 建築物や工作物の立地場所や土地利用そのものの配慮
 - ⇒ 所有者·管理者の私権制限、景観とは異なる観点から必要性が求められる場合の対応 (例) 太陽光発電施設(自然エネルギーの普及)
 - ② 建築物や工作物の規模や高さなど形態的な配慮
 - ⇒ それらが安全確保や社会経済活動を支える施設として必要性がある場合の対応 (例) 信号や電線、電柱、標識・サイン、工場の煙突、沿道の屋外広告物やのぼり旗など
 - ③ 建築物や工作物その他施設の劣化や破損、施設・土地利用の維持管理不足等による 景観への影響
 - 適切な維持管理がなされていない工作物の劣化がもたらす景観への影響+本来機能の低下 (例)塗装が剥げ、腐食した標識やサイン
 - 土地や建物等の管理不足等による景観への影響
 - (例) 荒廃森林、耕作放棄地、空き家、空き店舗、空き地(資材置場や駐車場)、廃墟
 - 道路や河川施設の管理不足等による景観への影響
 - (例) 道路の路面損傷の長期未対応、沿道の雑草や倒木の管理不足、河川の過剰な植物の繁茂·樹林化
 - ④ マナーやモラルを守れない一部の人によってもたらされる景観の悪化
 - (例) 不法投棄物、落書き
 - **⑤ 周囲の景観との調和を十分考慮せずによかれと思って、あるいは別の効果を期待して行われた行為への対応**
 - (例) 擁壁など工作物等へのペインティング
 - ⑥ 時代にそぐわなくなり、周囲の景観にも調和しているとは言えない工作物等(エイジング効果の出ない素材利用等)への対応
 - (例) 観光案内板や歓迎看板
 - 7 駅前や商店街の賑わいのなさ

第2章 景観づくりのための基本設定

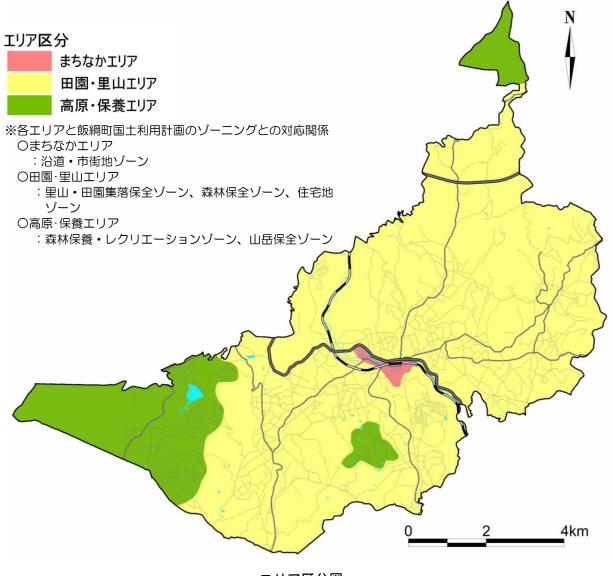
2.1 計画対象範囲

飯綱町には、第1章でも示したように、山・里・まち、自然、建造物、文化等の幅広い範囲で魅力的な景観が広がっています。これらの魅力ある素晴らしい景観を幅広く守っていくため、本計画の対象範囲は飯綱町全域とします。

2.2 エリア区分

飯綱町の景観の"らしさ"を引き出し、きめ細かな施策展開を図るため、景観特性をふまえて面的に一体性のある範囲を、下図のとおりエリアとして区分して定めます。

エリアの設定に当たっては、平成 27 年(2015)3月に策定された国土利用計画(飯綱町計画)に位置付けられている6つのゾーンに基づき、景観特性を考慮したうえで、「まちなかエリア」、「田園・里山エリア」、「高原・保養エリア」の3つのエリアに区分しました。



エリア区分図

第3章 景観づくりの目標と方針

3.1 基本理念と目標像

本計画では、第2次飯綱町総合計画(平成29年3月策定)に掲げたまちづくりの基本理念「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」を共有し、景観づくりの取り組みを通じて目指す町づくりの目標像を以下のとおり定めます。

< 目標像>

北信五岳に抱かれたふるさとの風景を 愛着をもって守り・育て 誰もが住みたい・住み続けたい町を次代につなごう

3.2 各エリアの景観づくりの基本方針

各エリアの景観上の特性をふまえて、エリアごとに景観づくりの方向性を見出し、景観づくりの 基本的な方針をそれぞれ以下のように定めます。

まちなかエリア

<方向性>

歴史的な街道や街並みの味わいを活かしつつ、 周囲の住宅との調和に配慮した住みよい環境を育て、 人が集い、にぎわう景観づくり

街道の風情を引き出し・街のにぎわいを生み出す

田園・里山エリア

<方向性>

りんごをはじめとする果樹栽培や棚田による米栽培など、 先人たちが築き上げた農地や集落との調和を図りながら、 文化的な暮らしを味わえる景観づくり

五岳などの山並みの眺望と 大地に根差した生活・文化・産業が織り成す景観を遺す

高原・保養エリア

<方向性>

自然環境との調和や保全を図りながら、 高原の魅力あふれる景観づくり

地形や植生等がつくり出している景観を大事にしながら活かす

3.3 特に重要な要素や場所の指定・設定の方針

景観法のしくみの活用を図りながら、飯綱町の景観づくりにおいて特に重要性の高い要素や場所に関する保全・育成の方針を定めます。

(1)景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等の側面から特徴のある外観を有し、良好な景観づくりの観点からも特に重要な建築物又は工作物と認められる場合は、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要建造物としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該建造物の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

【景観法施行規則】

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- 口 政府が世界遺産委員会(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下この口において同じ。)に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画(変更があったときは、その変更後のもの)に従って公衆によって望見されるものであること。

(2)景観重要樹木の指定方針

観光資源や文化財的な価値を有する樹木を候補に、良好な景観づくりの観点から特に重要な樹木については、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要樹木としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該樹木の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

【景観法施行規則】

(景観重要樹木の指定の基準)

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な 景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。







(3)景観重要公共施設の指定方針

良好な景観づくりの観点から特に重要な公共施設(道路や河川、公園等)と認められる場合は、 当該公共施設管理者と協議のうえ、景観重要公共施設として指定し、景観に配慮した整備を推進 します。

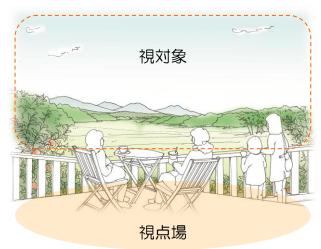
【景観の空間的な捉え方】

景観は、文字通りに読めば、「景」(見られる側)と「観」(見る側)が組み合わさった言葉として捉えることができ、空間的には「視点場」と「視対象」さらにはそれらの「関係性」で成り立つものといわれています。

① 視点場

「視点場」とは見る人がいる場所のことで、とくに良好な景観を眺められる場所は、「ビュースポット」とも呼ばれ、そうした場所があるということが大事になります。

また視点場は必ずしも固定的な場所ではなく、道路や鉄道などを移動しながら 眺める場合もあります。



② 視対象

「視対象」とは見られる対象のことで、山並みや森林、農地や集落など、複数の要素が組み合わさって成り立っています。良好な景観とは、端的には「見たいものが見えやすい状態にあること」だといわれ、さらにいえば、山並みがつくるスカイラインを遮らない建物や、耕作により適切に維持管理された農地や里山など、見たいもの(要素)が適切な規模・形態で、かつ、好ましい状態に保たれていることが重要だといえます。

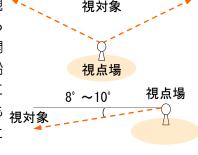
また、複数の要素の組み合わせという面では、景観を構成する各要素の全体のバランス(構図)も景観の評価に影響を及ぼします。

③ 視点場と視対象の関係性

視点場と視対象の空間的な関係性には大きく2つの要因があります。

1つは視点場から視対象の各要素までの距離(視距離)です。この距離により、景観を構成する要素の捉え方は大きく異なります。近くのものは「近景」、遠くのもの「遠景」、その中間は「中景」と呼ばれますが、例えば住宅や樹木は、複数まとまって遠くから眺めると集落や森林というまとまりで捉えられ、景観的に配慮する観点も変わってきます。

もう1つは視角(視点場から視対象を見る角度)で、これは視 距離とも連動しますが、水平方向には「広がり感」として捉えられ、地域全体を見渡せるような広角で見えるパノラマ景観は、開 放感を感じさせ、景観の好ましさと結びついています。他方、鉛 直方向は見上げる角度は仰角、見下ろす角度は俯角で、一般的に 人の視線は、俯角 10°付近に集中するために、その領域が最も 見えやすいといわれており、視角も景観配慮のポイントの一つと して捉えることができます。



(4)特に良好な眺望景観の保全・育成の方針

1 景観重要眺望点

飯綱町に数多くある魅力的な景観から、特に眺望がよい視点場を独自に「景観重要眺望点」と して設定することで、その視点場と視対象となっている景観要素を守り、育てていきます。

〇三水地区(例)

- ・サンクゼール(サンクゼールの丘)【南方面】 ・塩の入信号付近【東方面】
- ・さみず農産物直売所さんちゃん【豊野方面】【信濃町方面】【斑尾山方面】
- ・扇平団地【西方面】 ・ミスズライフ【北方面】 ・三水小学校【東方面】
- ・いいづなコネクト EAST【北方面】【南西方面】 ・斑尾大橋【北方面】
- ・清水工務所【南方面】 ・りんごパークセンター【斑尾山方面】 ・松雲寺【南西方面】 【南方面】・関取場バス停付近【北方面】【西方面】 ・北部高校バス停付近【南西方面】 〇牟礼地区(例)
 - ・いいづなマルシェむーちゃん【北方面】 ・よこ亭【東方面】 ・曹源院付近【東方面】
 - ・高坂上バス停付近【東方面】 ・坂口バス停付近【西方面】 ・上村バス停付近【東方面】
 - ・大宮神社【北方面】【西方面】・古町地籍【南方面】・西黒川(大宮神社)地籍【東方面】
 - 飯綱町町民会館【西方面】【北方面】【北東方面】【北西方面】丹霞郷【北東方面】
 - ・霊仙寺湖【北方面】【西方面】・いいづなリゾートスキー場【南方面】







2 景観重要眺望路線

町内を貫く国県道をはじめ、良好な景観を望むことができる地点(視点場)が連続して続く路線を独自に「景観重要眺望路線」として設定し、沿道及び道路から見える良好な眺望景観を守り、育てていきます。

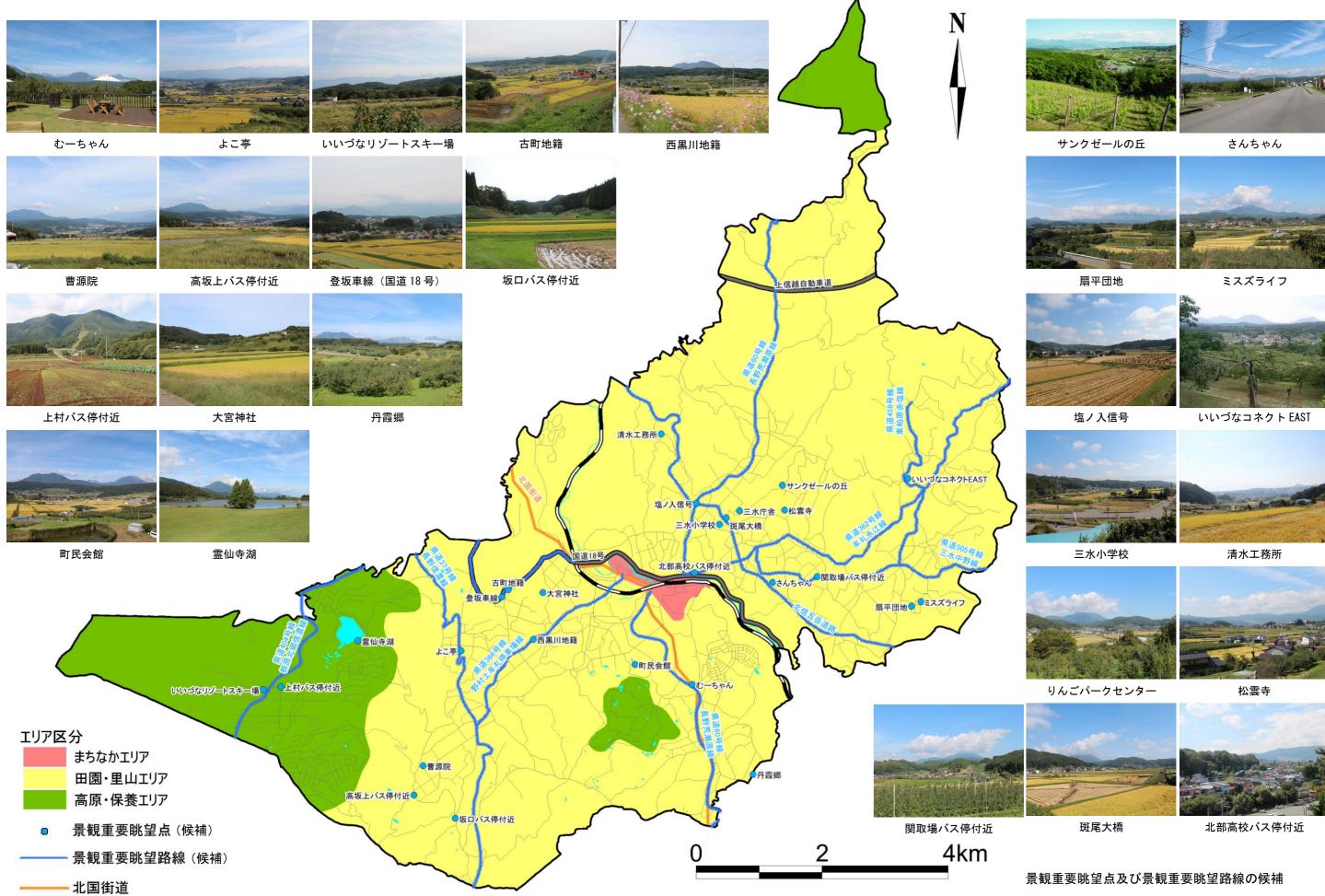
(例)

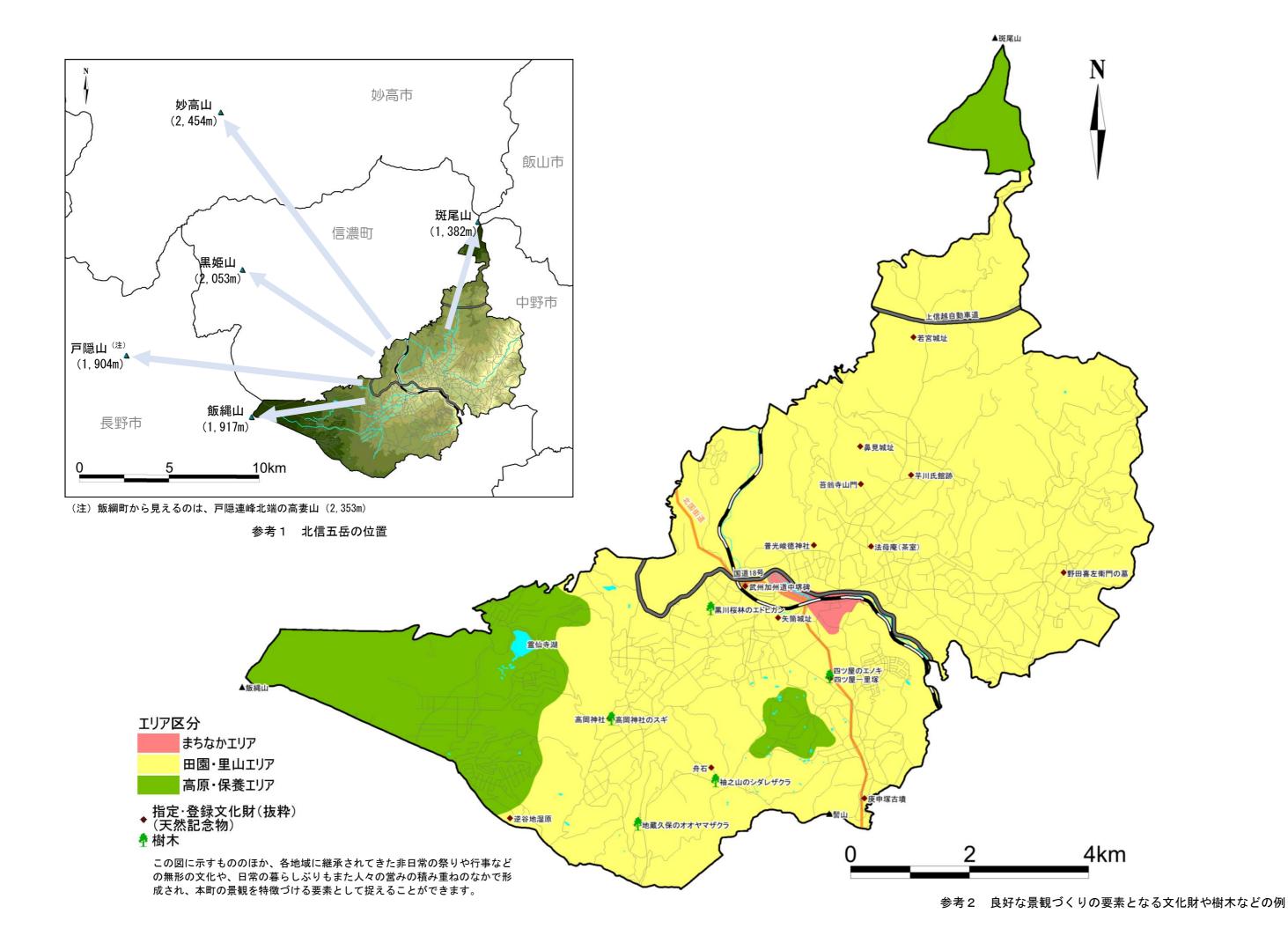
- 国道 18号(小玉地籍以北)
- 主要地方道(県道37号長野信濃線、県道60号長野荒瀬原線)
- 一般県道(362号線、366号線、404号線、459号線、505号線)
- 北信五岳道路(上水内北部広域農道)











第4章 景観づくりの取り組み

4.1 取り組み主体

飯綱町の良好な景観を守り、育てていく景観づくりの取り組みには、行政だけではなく、住民・ 地域、事業者等の協力が必要不可欠です。

各主体がそれぞれの責務と役割を理解し、目標像の実現に向けて、"共動*"で取り組んでいくことが重要です。



	・景観づくりに関する理解、協力
冷尼.地 提	・景観づくりの施策への協力
住民·地域	・景観づくりの活動への参加
	・周囲に調和する住宅の配慮 等
	・景観づくりに関する理解、協力
事業者等	・景観づくりの活動への参加
	・周囲に調和する事務所、事業所、看板への配慮 等
	・景観づくりの基準、目標、方針等の設定
	・景観づくりに対する住民・事業者等への意識啓発活動
行 政	・景観づくり施策の実施
	・景観に関する支援
	・景観形成のお手本となる公共施設への配慮 等

※共動

飯綱町の造語で、本来は「協働」と表記しますが、まちづくりは労働ではなく、「共に動く」という意味から、この用語を用いています。第1次飯綱町総合計画でもこの造語を用いており、第2次飯綱町総合計画もこの理念が引き継がれています。

4.2 取り組み方針

良好な景観を守り、育て、さらに創造的な(新たに創り出す)視点も加えて、計画目標を実現するために今後の景観づくりにおいて必要な取り組みの方針を以下にように定めます。

方針1 景観に対する関心を高め、理解を深め、その価値や魅力を共有する

子どもから大人まで誰もが、飯綱町の景観の本質的な価値に気づき、知り、学び、語れる機会やきっかけをつくり、その魅力を共有する。

方針2 飯綱町らしさを反映し、いまある良好な景観を保つために必要なルールをつくり、みんなで守る

飯綱町の景観特性をふまえ、町としてのルールとして位置づけ、これを 守ってもらえるしくみや体制づくりに取り組む。

方針3 良好な景観をつくり出している自然·歴史·文化·生活·生業を守り、 活かし、継承していく

旧街道の風情、伝統文化や風習を大切に受け継ぐ集落の暮らし、四季の 移ろい、実り豊かな農地や森林を適正な状態で持続できるように関係分野 と連携して取り組む。

方針4 良好な景観づくりに寄与する主体的な活動の継続や創出を支える

身近な場所での花壇づくりや公園や街路樹の維持管理など、良好な景観を保持し、その価値を高め、魅力を引き出す地域住民や事業者らの主体的な活動の継続・創出支援に取り組む。

方針 5 魅力ある景観の創出や良好な景観との調和にチャレンジできる土 壌をつくる

建築物や工作物は、良好な景観との調和を図るとともに、いまある景観を より魅力的なものに変え、よりよい景観創造に取り組む。

町

短期

中長期

- ■景観に対する関心を高め、理解を深め、その価値や魅力を共有する取り組み (方針1)
 - ●景観計画の周知

▶アンケート等による計画効果の分析·検証

- ▶景観づくりの学習会·セミナー、イベント等の開催促進·支援
- ■飯綱町らしさを反映し、いまある良好な景観を保つために必要なルールをつくり、みんなで守る取り組み(方針2)
 - ●景観形成基準の設定
- ▶必要に応じた基準見直し(強化)
- ▶景観条例に基づく届出義務
 - ▶景観重要眺望点·路線の指定
- ▶景観重要眺望点·路線の指定拡張
- ▶他の条例等による野立ての太陽光発電施設の立地規制強化の検討▶飯綱町屋外広告物条例の制定検討又は長野県屋外広告物条例の規制の基準強化・範囲拡張
- ■良好な景観をつくり出している自然・歴史・文化・生活・生業を守り、活かし、継承していく取り組み(方針3)
 - ▶ (仮称)『飯綱町空家等対策計画』への景観計画の反映
 - ▶景観重要眺望点·路線からの視対象となる農地保全について検討
- ■良好な景観づくりに寄与する主体的な活動の継続や創出を支える取り組み (方針4)
 - ●景観づくり住民団体認定制度の導入
 - ▶花壇づくりや植栽管理など良好な景観づくりに寄与する活動支援
 - ▶景観づくり住民団体認定
- ▶良好な景観づくりに寄与する活動(団体)の顕彰
 - ●景観づくり住民協定認定制度の導入
 - ▶景観づくり住民協定の認定
 - ●景観協定認定制度の導入
- ▶景観協定の認定
- ■魅力ある景観の創出や良好な景観との調和にチャレンジできる土壌をつくる 取り組み(方針5)
 - ●景観アドバイザー制度の導入
 - ▶良好な景観づくりに寄与している建築物等の調査研究、紹介
 - ▶新たな景観の創出を許容するしくみづくり

4.4 景観づくりのための行為制限に関する事項

いまある良好な景観の保全·育成のために必要なルールとして、行為制限に関する事項を以下に 定めます。

(1)建築物や工作物等に関する事項

各エリアの景観づくりの方針に沿って、エリアごとに届出対象行為と景観形成基準を定めます。

1 届出対象行為

	行為の種類	まちなかエリア	田園・里山エリア	高原・保養エリア		
(1) 建築物の	①新築、増築、移転、改築	高さ 10m 又は建築面積 1,000 ㎡を越えるもの				
建築等	②外観の変更(修繕、模様替 え、色彩の変更)	変更面積 400 ㎡を制	更面積 400 ㎡を越えるもの			
	①プラント類 ^{※1} 、自動車車庫					
	(建築物にならない機械式駐					
	車装置等)、貯蔵施設類※2、	高さ 10m 又は築造	面積 1,000 ㎡を越え	るもの		
	処理施設類 ^{※3} の新築、増					
	築、移転、改築、外観の変更					
(2) 工作物の 建設等	②電気供給施設・通信施設等 (電柱、鉄塔、アンテナ等) ^{※4} の建設等	高さ 20m を越えるもの				
	③太陽光等発電施設(一団の 土地又は水面に設置される もの、以下「野立ての太陽光 発電施設」) ^{※5} の建設等	太陽電池モジュー/l 計が 50 ㎡を超える 当)		太陽電池モジュー ルの築造面積の合 計が 10 ㎡を超える もの		
	④上記①~③以外の工作物の 建設等	高さ 10m を越えるも	Ø.			
(3) 上記(1)又(のあるもの	よ(2)の行為で特定外観意匠 ^{※6}	表示面積が 25 ㎡を超えるもの				
	阪、鉱物の掘採、その他の土地 ^{※7} 、法面・擁壁の設置	面積 3,000 ㎡又は生じる法面・擁壁の高さ3m かつ長さ 30m を越えるもの				
(5) 屋外におい の集積又は	ける土石、廃棄物、その他物件 貯蔵	堆積の高さ3m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの				

- ※1 プラント類: コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ※2 貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- ※3 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ※4 電気供給施設等電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気 通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設
- ※5 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(1)②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色 彩の変更」に該当します。
- ※6 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)
- ※7 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

(2)景観形成基準

行為の区分	配慮する事項	まちなかエリア
1. 建築物及	(1)配置	ア 周囲と壁面線を合わせながら、できるだけ前面道路(建築物等の敷地
び工作物の新		に接する道路)から後退させて、連続した沿道の空間を形成するよう努
築、増築、改		めること。
築、移転又は		イ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。
外観の変更		ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、
		これらを活かせる配置とすること。
		エ 北信五岳などの山並みの眺望を極力阻害しないような配置とすること。
		オ野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除いて、前面道
	(a) +D ++	路との境界線から5m以上後退するように努めること。
	(2)規模	ア周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、
		建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。
		イ 高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を 生じないよう努めること。
	(3)形態·意匠	ア 周囲の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとま
	(3) 沙思·思匹	りのある形態とすること。
		イ 背景のスカイライン及び周囲の建築物等の形態との調和に努めること。
		ウ 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよ
		う努めること。
		エ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に
		配慮すること。
		オ 周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承
		し、又はその様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。
		カ 周囲の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、
		壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲と
		の調和を図ること。
		キ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デ
		ザイン等に配慮すること。
		ク 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう
		配慮すること。
		ケ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与
	(4)++101	えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ア 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いるこ
	(4)材料	ノ 耐久性も考慮し、同曲の京観で地域の京観になしむ材料を用いること。 と。
		て。 イ 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮するこ
		と。
	(5)色彩等	ア けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。
	(0) 🗆 🎶 😽	イ 多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用
		する量のバランスに十分配慮すること。
		ウ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。
		エ 光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。
		オ 野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明
		度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。
	(6)敷地の緑	ア 表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感
	化	や緑の連続性の創出に努めること。
		イ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景
		観と調和するように配慮すること。
		ウ 建築物等の周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽
		減に努めること。
		エ 野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場などを設ける場合は、
		周囲の緑化に努めること。
		オ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとすること。
		カ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
		ル 1717川はC M'00の物口は、倒小で伯用して、小型V/昇観に配慮すること。

行為の区分	配慮する事項	まちなかエリア
2. 土地の形	変更後の土	ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合
質の変更	地の形状、修	は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
	景、緑化等	イ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観と
		の調和を図ること。
		ウ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用
		するように努めること。
3. 土石の採	採取等の方	ア 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲
取及び鉱物	法、採取等後	の緑化などに努めること。
の掘採	の緑化等	イ 採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。
4. 屋外にお	集積、貯蔵の	ア 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然
ける物件の	方法及び遮	と、かつ威圧感のないように積み上げること。
集積又は貯	へい方法	イ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置など
蔵		により周囲の景観との調和に努めること。
5. 屋外にお	(1)配置	ア 道路などからできるだけ後退させるように努めること。
ける広告物		イ 河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
の表示又は	(2)規模、形	ア 周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど、必要最小限
掲出※	態・意匠	の規模とすること。
※公衆の関心を		イ 周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。
引く目的で外観に施される形態		ウ 広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去
又は色彩その他		すること。
の意匠(特定外観	(3)材料	ア 周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいも
意匠)に関する付		のとすること。
加基準		イ 反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用す
		る場合は、意匠などの工夫をすること。
	(4)色彩等	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲
		の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色
		及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使
		用にあたっては十分留意すること。
		イ 使用する色数を少なくするように努めること。
		ウ光源で動きのあるものは、原則として避けること。
		エ 汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。表示又
		は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しないこと。

行為の区分	配慮する事項	田園・里山エリア
1. 建築物及	(1)配置	ア できるだけ前面道路から後退させるとともに、道路側に空地を確保する
び工作物の新		よう努めること。
築、増築、改		イ 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
築、移転又は		ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、
外観の変更		これらを活かせる配置とすること。
		エ 北信五岳などの山並みの眺望を極力阻害しないような配置とすること。
		地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和す
		るような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
		オ野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除いて、前面道
		路との境界線から5m以上後退するように努めること。また、景観重要眺
		望点又は景観重要眺望路線から視認されにくい場所に配置するなど、 周囲及び遠方からもできるだけ目立たないよう配慮すること。
	(2)規模	ア 北信五岳などの山並みの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物等
	(4)优代	と敷地の釣り合いのとれた高さとすること。
		イ 高さは、原則として、屋敷林などの周囲の樹林の高さ以内に止めるこ
		と。周囲の樹高以上となる場合は、北信五岳などの山並みや周囲の景
		観との調和に特に配慮すること。
		ウ 良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物等の高さや規模に応じ、視
		点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿
		道から北信五岳などの山並みを望む景観に配慮すること。
	(3)形態·意匠	ア 眺望景観の背景となる北信五岳などの山並みや周囲の建築物等と調
		和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
		イ 屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に
		努めること。勾配屋根の場合には、庇や適度な軒の出をつくるなど、地
		域の景観になじむよう努めること。
		ウ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮 オススト・オな 状然の変わの砂調などにより、陰子が過度に見立ってし
		すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つこと がないよう配慮すること。
		エ 周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承
		し、又はその様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。
		オ 周囲の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、
		壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲と
		の調和を図ること。
		カ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デ
		ザイン等に配慮すること。
		キ 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう
		配慮すること。
		ク 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与
	(4)材料	えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ア 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いるこ
	(4 <i>)179 1</i> 77	/ 間外性も方慮し、同曲の京観や地域の京観になしむ物料を用いること。
		。 イ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場
		合は、意匠などの工夫をすること。
	(5)色彩等	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲
		の自然環境や景観と調和した色調とし、原色及び蛍光塗料等の強い印
		象を与えるものは使用しないこと。
		イ 使用する色数を少なくするように努めること。
		ウ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。
		エ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないもの
		とすること。
		オ野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明
		度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。

行為の区分	配慮する事項	田園・里山エリア
	(6)敷地の緑	ア 既存する植生、地形等は極力残存させる。
	化	イ 開発区域内においては、修景及び植栽等を積極的に行う。
		ウ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景
		観と調和するように配慮すること。
		エ 建築物等の周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽
		減に努めること。特に、壁面の大きな建築物等、遠方から目立たないよう
		に配慮した植栽に努めること。
		オ 野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場などを設ける場合は、
		周囲の緑化に努めること。
		カ 緑化に使用する樹種は、地域にふさわしいものを選定し、周囲の景観
		との調和に努めること。
		キ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
		ク 社寺林や巨樹、古木など、地域のランドマークとなっている樹木は、で
0 1 114 0 114	本百件の !	きるだけ残すように努めること。
2. 土地の形	変更後の土	ア 土地の形質変更を必要最小限に留めること。なお、擁壁の必要のない キー・ キー・ はま ちょり はおめに とるほん 修具を連めかに行
質の変更	地の形状、修	法面等についても、植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに行 うこと。
	景、緑化等	うこと。 イ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合
		は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
		ウ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観と
		の調和を図ること。
		エ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用
		するように努めること。
3. 土石の採	採取等の方	ア 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲
取及び鉱物	法、採取等後	の緑化などに努めること。
の掘採	の緑化等	イ 採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。
4. 屋外にお	集積、貯蔵の	ア 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然
ける物件の	方法及び遮	と、かつ威圧感のないように積み上げること。
集積又は貯	へい方法	イ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置など
蔵		により周囲の景観との調和に努めること。
		ウ 使用済みの自動車、電気製品等を集積、保管又は放置しないこと。た
		だし、やむを得ず集積、保管しなければならないときは、景観を損なわな
こ 日ガニナ	(1) 和 罢	いように必要な措置を講じること。 ア 、
5. 屋外にお	(1)配置	ア 道路などからできるだけ後退させるように努めること。 イ 河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
ける広告物 の表示又は	(2)規模、形	ア 周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の
の表示文は 掲出 [※]	(4) 祝侯、形 熊・意匠	カー 周囲の景観に調和する形態・息匹とし、乗ってするなど必要取り限の 規模・数量とすること。
1611111111111111111111111111111111111	您 - 忠匹	イ 周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。
引く目的で外観		ウ 広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去
に施される形態		すること。
又は色彩その他 の意匠(特定外観	(3)材料	ア 周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいも
意匠)に関する付		のとすること。
加基準		イ 反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用す
		る場合は、意匠などの工夫をすること。
	(4)色彩等	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲
		の自然環境や景観と調和した色調とし、原色及び蛍光塗料等の強い印
		象を与えるものは使用しないこと。
		イ 使用する色数を少なくするように努めること。
		ウ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
		エ 汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。表示又
		は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しないこと。

行為の区分	配慮する事項	高原・保養エリア※
1J 続の区分 1. 建築物及	(1)配置	同原・休食エリノ で ア 道路側に既存林を残せるよう、前面道路との境界線からできるだけ(飯
び工作物の新		綱町自然環境保全条例(平成24年9月25日条例第30号)に後退距離に
築、増築、改		関する定めがある場合は当該基準に従って)後退させること。
築、移転又は		イ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
外観の変更		ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、
71 12,600 50 50		これらを活かせる配置とすること。
		エ 地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とす
		ること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
		オ野立ての太陽光発電施設は、前面道路との境界線及び隣接する敷地
		との境界線から10m超後退させた場所に配置するなど、周囲及び遠方
		からもできるだけ目立たないよう配慮すること。また、景観重要眺望点又
	(a) + 	は景観重要眺望路線から視認される場所への配置は極力避けること。
	(2)規模	ア周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような高さで、敷地と釣りないのいわなればなか得せてこい、低端町自然環境は入る原には変変
		り合いのとれた規模を確保すること(飯綱町自然環境保全条例に建蔽率 や容積率など規模に関する定めがある場合は当該各基準を満たすこ
		で谷積率など
		て)。 イ 高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内(飯綱町自然環境保全条
		例に高さに関する定めがある場合にあっては当該基準の範囲内)に止
		めること。周囲の樹高以上になる場合は周囲の景観との調和に特に配
		慮すること。
	(3)形態·意匠	ア 樹林や水辺など周囲の基調となる景観や背景の山並みに調和した形
		態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
		イ 屋根は、原則として、勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾
		配は周囲のスカイラインとの調和に努めること。
		ウ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に
		配慮すること。
		エ 周囲の建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口
		部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を 図ること。
		オ 河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザイン などに配慮すること。
		カ 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう 配慮すること。
		ま 屋外の階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物など
		は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等との調和を
		図ること。
		カ 塀その他遮へい物は設けないこと。ただし、やむを得ない場合は、生
		垣とすること。
	(4)材料	ア、耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いるこ
		イ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する
		場合には、配置、規模、形態・意匠、色彩、樹木等による遮蔽等の工夫をすること。
		をすること。 ウ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	(5)色彩等	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲
	(U) L #2 4	の自然景観と調和した色調とし、原色及び蛍光塗料等の強い印象を与
		えるものは使用しないこと。
		イ 使用する色数を少なくするよう努めること。
		ウ 外構で照明を行う場合は、周囲の景観に留意し、原則として、外照式と
		すること。
		エ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないもの
		とすること。
		オ野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明度の名祭し、低気はなるなどは構造が見立たないよのいたステル
		度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。

行為の区分	配慮する事項	高原・保養エリア**
	(6)敷地の緑	ア 既存の植生、地形等はできるだけ残存させ(飯綱町自然環境保全条例
	化	に定める傾斜地に該当する場合は、保存緑地として保存し)、やむを得
		ず伐採等の改変を行う場合には、自然植生と調和した地域の在来種に
		よる緑化などにより修景すること。
		イ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景
		観に調和するよう配慮すること。
		ウ 建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することに より、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。
		エ 野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける
		場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		オ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとすること。
		カ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
2. 土地の形	変更後の土	ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合
質の変更	地の形状、修	は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
	景、緑化等	イ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観と
		の調和を図ること。擁壁の必要のない法面等については、植林、芝張
		り、植栽等による緑化修景を速やかに行うこと。 ウ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用
		リ
3. 土石の採	採取等の方	ア 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲
取及び鉱物	法、採取等後	の緑化などに努めること。
の掘採	の緑化等	イ 採取及び掘採後は自然植生と調和した地域の在来種による緑化など
		により修景すること。
4. 屋外にお	集積、貯蔵の	ア 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然
ける物件の	方法及び遮	と、かつ威圧感のないように積み上げること。
集積又は貯	へい方法	イ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置など
蔵		により周囲の景観との調和に努めること。
		ウ 使用済みの自動車、電気製品等を集積、保管又は放置しないこと。た だし、やむを得ず集積、保管しなければならないときは、景観を損なわな
		いように必要な措置を講じること。
5. 屋外にお	(1)配置	ア 道路などからできるだけ後退させるように努めること。
ける広告物		イ 河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
の表示又は		ウ 建築物の屋上に看板等を設置しないこと。また、建築物の壁に塗料で
掲出※	(0) 151#	広告しないこと。
※公衆の関心を 引く目的で外観	(2)規模、形	ア 周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の 世境・教長しまること
に施される形態	態・意匠	規模・数量とすること。 イ 周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。
又は色彩その他の音匠(特定が知		カーカーの産業物の産権の同さを超えないよりに劣めること。 ウー広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去
の意匠(特定外観 意匠)に関する付		すること。
加基準		エ 広告物の表示面積は5㎡以内とすること。また、できるだけ両面を利用
		したものとし、色彩、形状等周囲の景観と調和したものとすること。
	(3)材料	ア 周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいも
		のとすること。
		イ 反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用す
	(4)色彩等	る場合は、意匠などの工夫をすること。 ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲
	(サ) 己杉守	の自然環境や景観と調和した色調とすること。
		イ 使用する色数を少なくするように努めること。
		ウ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
		エ 汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。表示又
		は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しないこと。
		オ 周囲の自然と調和のとれたものとし、原色及び蛍光塗料等の強い印象
		を与えるものは使用しないこと。

(3)屋外広告物の表示および設置に関する事項

工作物のうち、屋外広告物法に基づく屋外広告物については、以下に示す長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容を継承します。

将来的に、いまある良好な景観を保つうえで必要性が生じた場合は、屋外広告物法に基づく飯 綱町独自の屋外広告物条例の検討を行います。

<参考>長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容

●屋外広告物禁止地域

上信越自動車道両側 500m、県道長野荒瀬原線(長野市境ー三本松交差点付近)両側 50m →原則として、屋外広告物を表示・設置はできない。

●屋外広告物許可地域:上信越自動車道両側 1,000m

屋外広告物許可地域における許可基準

	項目	基 準
屋上広告物	本体の高さ	13m以下
	建築物の高さに対する 本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4 以下
袖看板	下端の高さ	道路4.7m以上。ただし、歩道の場合にあって は、2.5m以上
	壁面からの出幅	1.5m以下
	道路上の出幅	1.0m以下
	その他	壁面の上端を超えないこと。
地上に設置す	高さ	13m以下
る広告物等	表示面積	合計50㎡以下
その他の広告物	7等	_

第5章 計画の運用と推進

5.1 計画期間

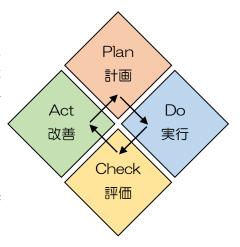
計画期間は令和4年(2022)から令和13年(2031)までの10年間とします。

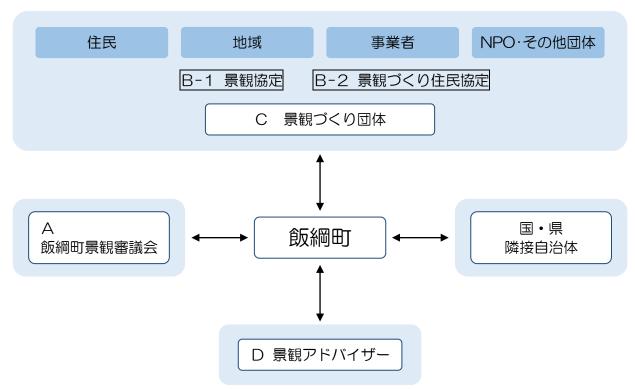
本計画に示す目標像、方針は長く継承していくことを前提に設定していますが、計画内容は定期的に見直し、社会の要請や情勢の変化への対応や上位・関連計画等との整合等を図るために必要な改定は随時行います。

5.2 運用のしくみと体制

本計画に基づく景観づくりの取り組みは、関連施策との連携を図りながら、PDCAのサイクル(右図)で回し、各主体の実施状況を随時把握して、毎年度又は適期に評価・検証を行い、その効果や進展度に応じて、継続的な改善を図ります。

また本計画の運用にあたっては、下図に示す体制のもとに、 必要に応じ、飯綱町景観審議会に諮問し、景観アドバイザー から意見を聴き、関係機関とも協議・連携して、適正化と発展 に努めます。





A 飯綱町景観審議会

町長の諮問に応じて、景観に関する様々な事項を調査審議する組織として設置します。 <調査審議事項>

(例)

- 計画内容の見直しや改定等に関する事項
- 届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項

B 協定制度

協定は、一定区域内の土地の所有者、地権者の合意に基づいて、地域のより良い景観づくりを 図るために、幅広くきめ細かなルールを締結できる制度です。エリアごとの景観形成基準との整 合等もふまえて、町長が認定します。

下表に示すとおり、法的根拠や制度制定の背景が異なる2種類の協定制度を設けて、必要に応じて活用を促します。

	B-1 景観協定	B-2 景観づくり住民協定
法的根拠 や制度制 定の背景	景観法第81条に基づく制度	長野県景観条例に基づく独自の制度で これを継承・改良したもの
合意形成	一定区域内の土地の所有者、借地権者の 全員の合意	一定区域内の土地の所有者、借地権者の 3分の2以上の合意
有効期間 の設定	あり	なし
協ら事項	 ・建築物の形態意匠に関する基準 ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ・農用地の保全又は利用に関する事項 ・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 ・その他良好な景観の形成に関する事項 ・上記のうち定めた基準に違反した場合の措置 	・建築物や工作物などの位置、規模、デザイン、色彩、素材等に関すること・屋外広告物の位置、規模、色彩、素材等に関すること・自動販売機の設置に関すること・公園や広場の整備や美化清掃等に関すること・敷地や沿道の緑化や、樹木の保存等に関すること・農地や山林、樹林地、草地等の保全や管理、利用に関すること・その他景観づくりに関すること・協定の名称、期間、運営組織、内容変更の手続きなどに関すること

C 景観づくり団体

良好な景観づくりに資する活動や貢献する団体を、認定基準に照らして町長が認定します。

D 景観アドバイザー

景観に関する様々な事項について、町長が必要に応じて、専門的な見地から助言やアドバイスを求めることができる人材で、一定の任期を定めて(再任可)、町長が委嘱します。

<助言やアドバイスを求める内容>

(例)

- ・計画内容に関する事項
- ・届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項
- よりよい景観づくりのための技術的な配慮や工夫に関する事項



飯綱町景観計画策定委員会 委員等名簿

(順不同·敬称略)

			(川貝/下川)"切入/小町/
氏	名	所属等注)	区分
◎ 藤居	良夫	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	識見を有する者
松岡	保正	長野工業高等専門学校 環境都市工学科 名誉教授	識見を有する者
高橋	吉郎	住民代表者(区長会)	町民の代表者
岡田	美香	住民代表者	町民の代表者
清水	藤一	飯綱町農業委員会長	関係団体の代表者
太田	紋子	飯綱町商工会 女性部員	関係団体の代表者
土倉	武幸	長野県建築士会 ながの支部長	関係団体の代表者
上野	千野子	飯綱女性会議	関係団体の代表者
〇 遠藤 氵	美代子	飯綱町観光協会 理事	関係団体の代表者
関∂	みず穂	(株)サンクゼール ワイナリー本店 店長	関係団体の代表者 ※第2回委員会まで
森草	期子	(株)サンクゼール	関係団体の代表者 ※第3回委員会以降
小林	勝彦	長野美術専門学校 学校長	町長指名(意匠等)
富樫	均	歴史ふれあい館 館長	町長指名(町職員)

[◎] 会長 ○ 副会長

注) 所属等は任期満了日時点

オブザーバー

(敬称略)

氏 名	役職等注	備考
林 明範	長野建設事務所 建築課長	長野県 ※令和元年度
塚田 昌宏	長野建設事務所 建築課長	長野県 ※令和2年度
梨本 克裕	住民環境課長	飯綱町
土屋 龍彦	産業観光課長	飯綱町 ※令和元年度
平井 喜一朗	産業観光課長	飯綱町 ※令和2年度
土倉 正和	建設水道課長	飯綱町

注) 役職等は任期満了日時点

事務局

氏 名	役職等注	備考
徳永裕二	企画課長	※令和元年度
土屋 龍彦	企画課長	※令和2年度
近藤 久登	企画係長	
古市 宗	地域振興係	※令和元年度
原田 愛	企画係	※令和2年度

注) 役職等は任期満了日時点

飯綱町景観計画策定委員会の開催経過

会議名	開催年月日	主な会議項目
第1回	令和2年1月27日(月)	・審議会申し合わせ事項について(諮問)・計画策定等に係る概要について・アンケート結果について
第2回	令和2年7月31日(金)	・現在までの経過報告 ・飯綱町景観計画の策定に向けて
第3回	令和2年10月30日(金)	・経過及び本日の会議の位置付け・飯綱町景観計画(素々案)の検討
第4回	令和2年12月16日(水)	・経過及び本日の会議の位置付け ・飯綱町景観計画(素々案)の検討
第5回	令和3年1月25日(月)	・飯綱町景観計画(素々案)の検討
第6回	令和3年3月22日(月)	・飯綱町景観計画(素案)の答申

その他飯綱町景観計画の策定に係る経過

住民アンケート

実施期間	令和元年10月7日(月)から同年11月6日(水)までの1か月間
対象者	町内在住の 18 歳以上の方の中から居住地区と年齢を考慮して無作為に抽
	出した 1,000 名
調査方法	・調査票による自己記入式回答(郵送)
	・インターネットを介した WEB 回答
回答結果	・回答者数:352名(うち郵送:314名、WEB:38名)
	・回答率: 35.2%

事業所アンケート

実施期間	令和元年 10 月 15 日 (火) から同年 11 月 15 日 (金) までの 1 か月間
対象者	町内に営業所または支店等がある事業所を対象として抽出により選定し
	た 100 社
調査方法	調査票による自己記入式回答(郵送)
回答結果	・回答社数:50 社 ・回答率:50.0%

ワークショップ

開催日	令和2年2月17日(月)
討議方法	グループディスカッション
討議テーマ	飯綱町の景観の魅力とは?
参加者	13名(A班:7名、B班:6名)

調査

実施時期	令和2年6月
調査内容	保全要素や阻害要素についての個別調査、写真や資料等の提供
調査協力者	飯綱町景観計画策定委員

パブリックコメント

実施期間	令和3年2月1日(月)から同年2月26日(金)までの1か月間
実施内容	飯綱町景観計画(素々案)に対する意見募集
公表方法	・飯綱町の公式ホームページへの素案 (PDF) の掲載 ・飯綱町役場の担当窓口での素案 (冊子) の閲覧
意見受付方法	Eメール、FAX、郵送、担当窓口
提出者(件)数	2名 (4件)

令和4年3月策定

飯綱町景観計画

発 行 飯綱町

編 集 飯綱町役場 建設水道課 維持管理係

〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

電話:026-253-4766 fax:026-253-6869

 ${\tt URL: https://www.town.iizuna.nagano.jp/}$

E-mail: kensetsu@town.iizuna.nagano.jp